

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税について（お知らせ）

1 税制改正について

◇ 税制改正について詳しく知りたい方は金沢市HPをご覧ください。



1 森林環境税の創設について

令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に森林環境税（国税）が課税され、年額1,000円を市民税・県民税と併せて市町村が賦課徴収することになりました。

なお、東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業推進のための市民税・県民税均等割引き上げ措置年額1,000円（市民税500円、県民税500円）は令和5年度に終了しました。

税目		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税（国税）		—	1,000円
均等割	市民税	3,500円	3,000円
	県民税	2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

※ 森林環境税のみ課税される場合があります。

2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一について

令和6年度から、上場株式等の配当所得や譲渡所得等について、所得税と市民税・県民税で課税方式を一致させることになりました。これにより、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなりました。

3 市民税・県民税における定額減税について

令和6年度の市民税・県民税について、定額による所得割額の減税（特別控除）を実施します。

(1) 対象者

令和6年度の市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方

※ 市民税・県民税が非課税の方や均等割・森林環境税（国税）のみ課税の方は対象外

(2) 減税（特別控除）額

次の金額の合計額

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき 1万円

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については令和7年度の所得割額から、1万円を控除します。

(3) 減税（特別控除）の実施方法

徴収方法によって実施方法が異なります。税額決定通知書よりご確認ください。

※ 徴収方法の変更等により、下記と異なる場合があります。

徴収方法	給与特別徴収	普通徴収	年金特別徴収
実施方法	6月分は徴収せず、 減税後の税額を7月～5月分の11回で徴収	第1期分から順次控除	10月分から順次控除

《普通徴収の全期前納について》

定額減税により、第1期分の税額が0円となった場合

- ・全期分一括の口座振替は行わず、第2期分以降の期別ごとの振替となります。
- ・全期前納の納付書は同封していません。各期別の納付書で納付してください。

【裏面もご覧ください】

2 令和6年度 市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収（引き去り）について

1 対象となる方〔原則として次の(1)と(2)の両方の要件を満たす方〕

- (1) 令和6年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方
- (2) 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金などを受給している方で、介護保険料が公的年金から特別徴収されている方

※ 上記の条件に該当していても、特別徴収とならない場合があります。

なお、令和6年度において、新たに公的年金から特別徴収される方は、令和6年10月支給分の年金から開始となります。そのため、令和6年度の市民税・県民税の税額の半分については、普通徴収（第1期及び第2期）により納めていただくことになります。

※ この制度は納税方法が変わるだけで、新たな税負担が生じるものではありません。

2 森林環境税の納税方法

公的年金からの特別徴収対象者については、令和6年度に限り10月以降の公的年金から森林環境税の全額が特別徴収されます。

※ 公的年金からの仮特別徴収で市民税・県民税を引き去り過ぎた場合、一度還付を行い、改めて森林環境税を10月以降の公的年金からの特別徴収又は第1期以降の普通徴収により納めていただくことになります。

3 公的年金以外の所得から計算した市民税・県民税・森林環境税の納税方法

給与所得や事業所得などの公的年金以外の所得に対する市民税・県民税・森林環境税については、これまでどおり普通徴収（納付書での納付又は口座振替）、又は給与からの特別徴収により納めていただくことになります。

3 納付方法について

◇ 納付方法について詳しく知りたい方は金沢市HPをご覧ください。



◇ 納付書に記載の「eL-QR」や「eL番号」を活用した、以下の方法でお支払が可能です。

- ・「地方税お支払サイト」からの納付（クレジットカード払い・インターネットバンキングなど）
- ・eL-QRに対応した金融機関での窓口納付 ・eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリでの納付

※ 「eL番号」とは、納付書に記載の「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」をいいます。

4 納税の猶予制度について

◇ 納税者が災害などの事情により、市税を納めることが困難な場合には、納税を猶予する制度など、納税に関するご相談に応じます。税務課までご連絡ください。

[連絡先] 税務課 TEL 076(220)2171~2173、2177

1 徴収猶予

災害などによって市税を一時に納付することができないと認められるときに、申請に基づいて1年以内の期間に限り、徴収が猶予され、分割等による市税の納付ができる制度です。

2 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当すると認められる場合に、1年以内の期間に限り、財産の換価（売却）が猶予され、分割等による市税の納付ができる制度です。

◆お問合せ先◆ 市民税課 TEL 076(220)2161~2163、2166
FAX 076(220)2154